

つくば市議会の個人情報保護に関する条例（令和5年つくば市条例第20号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議会局の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号_____）第2条第2項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5—9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11—13（略）</p> <p>第3条—第11条（略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> | <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、議会局の職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5—9（略）</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11—13（略）</p> <p>第3条—第11条（略）</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2—4（略）</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第29条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> |

| | | |
|------------|---------------------------------|---|
| (略) | (略) | (略) |
| 第38条第1項第1号 | 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき | 第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| (略) | (略) | (略) |

第13条—第16条 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は議会局の職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イーキ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、

| | | |
|------------|---------------------------------|--|
| (略) | (略) | (略) |
| 第38条第1項第1号 | 又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき | 第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| (略) | (略) | (略) |

第13条—第16条 (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第17条 (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は議会局の職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イーキ (略)

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する

自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

第19条 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)―(5) (略)

第21条―第46条 (略)

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第49条 (以下略)

自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 (略)

第19条 (略)

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報_____のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1)―(5) (略)

第21条―第46条 (略)

(適用除外)

第47条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章(第4節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定_____その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第49条 (以下略)